

各 位

日本出版貿易株式会社
代表取締役社長 大野 利夫
(JASDAQ・コード8072)
問合せ先
事業管理部本部長 岩崎 哲明
電話03-3292-3751

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、平成22年6月25日開催予定の第69回定時株主総会に「定款一部変更の件」について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業領域拡大に伴い変更案第3条（目的）に追加するものであります。
- (2) 当社は、大阪証券取引所のJASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例を受け、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るために、変更案第4条（機関）に「監査役会」および「会計監査人」を追加するとともに、「第5章 監査役及び監査役会」ならびに「第6章 会計監査人」を新設するものであります。
- (3) 取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、変更案第21条（任期）のとおり所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、一部語句の修正及び章数並びに条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条 (商 号) 当社は日本出版貿易株式会社（英文では JAPAN PUBLICATIONS TRADING CO.,LTD.）と称する。	第1条 (商 号) (現行どおり)
第2条 (本店の所在地) 当社は本店を東京都千代田区に置く。	第2条 (本店の所在地) (現行どおり)
第3条 (目 的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 下記物品の輸出入及び売買並びにその問屋業、仲立業、代理業 (イ) 書籍、雑誌、その他の刊行物 (ロ) 映像及び音声ソフト (ハ) 事務機器、家庭用電気製品 (ニ) 医療用具、スポーツ用品、日用品雑貨 (新 設)	第3条 (目 的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 下記物品の輸出入及び売買並びにその問屋業、仲立業、代理業 (イ) 書籍、雑誌、その他の刊行物 (ロ) 映像及び音声ソフト (ハ) 事務機器、家庭用電気製品 (ニ) 医療用具、スポーツ用品、日用品雑貨 (ホ) <u>印刷事業</u>
第4条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新 設) (新 設) 《中 略》	第4条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> 《中 略》
第 4 章 取締役、 <u>監査役</u> 及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第18条 (員 数) 当社に取締役10名以内、 <u>監査役3名以内を置く。</u>	第18条 (員 数) 当社の <u>取締役は、10名以内とする。</u>
第19条 (選任方法) ① 取締役 <u>及び監査役</u> は、株主総会において選任する。 ② 取締役 <u>及び監査役</u> の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役選任決議は、累積投票によらないものとする。	第19条 (選任方法) ① 取締役は、株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役選任決議は、累積投票によらないものとする。
第20条 (代表取締役及び役付取締役) ① 取締役会の決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役1名、常務取締役若干名及び取締役相談役若干名を選任することができる。 ② 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ③ 代表取締役社長は取締役会の決議を執行し、社務を統理する。代表取締役社長支障あるときは取締役会の決議によって、あらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。	第20条 (代表取締役及び役付取締役) (現行どおり)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条(任期)</p> <p>① 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査役</u>の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ 補欠として選任された取締役又は監査役の任期は、退任した取締役又は監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第21条(任期)</p> <p>① 取締役の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ 増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>《中 略》</p>	<p>《中 略》</p>
<p>第27条(報酬等)</p> <p>取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第27条(報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第28条(員 数)</p> <p><u>当社の監査役は3名以内とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第29条(選任方法)</p> <p>① <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第30条(任期)</p> <p>① <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第31条(常勤の監査役)</p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第32条(監査役会の招集通知)</p> <p>① <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役会全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第33条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
第28条 (社外監査役の責任免除) 当社は、会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第34条 (社外監査役の責任免除) (現行どおり)
(新 設)	<u>第 6 章 会 計 監 査 人</u>
(新 設)	<u>第35条 (会計監査人の選任及び任期)</u> <u>① 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>② 会計監査人の任期は、1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>③ 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該株主総会において再任されたものとする。</u>
(新 設)	<u>第36条 (会計監査人の報酬等)</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</u>
(新 設)	<u>第37条 (会計監査人の責任免除)</u> <u>当社は、会社法427条第1項の規定により会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第5章 計 算	第7章 計 算
第29条 ~ 第31条 (条文省略)	第38条 ~ 第40条 (現行どおり)
以 上	以 上

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 22 年 6 月 25 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日

平成 22 年 6 月 25 日 (金曜日)

以上